各部局長教育長議会・各委事務局長様警察本公営企業局長

副 知 事

平成28年度予算の執行方針について(通知)

本年度は、これまでの取組の成果をさらなる県勢浮揚につなげるため、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想の推進、南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化など5つの基本政策をはじめとする課題解決先進県を目指した取組のさらなるバージョンアップを図り、より実効性の高い施策をスピード感を持って展開するための予算を構築しました。各施策を進めるにあたっては、本県が抱える根本的な課題の解決につながる持続的な好循環を生み出すため、それぞれの部局として何をすべきかを意識し、施策間の連携を積極的に図りながら、総力を挙げて取り組む姿勢を徹底してください。

一方、財政運営の面では、中長期にわたる安定的な財政運営を目指すため、歳 出の効率化などにより、財政調整的基金の残高を一定確保しつつ、臨時財政対策 債を除く県債残高は同水準を維持するなど、財政健全化への取組を着実に進め、 将来への一定の備えの確保と後年度負担の軽減を図りました。

しかしながら、依存財源が歳入の多くを占めるなど、脆弱な財政基盤にある本 県の財政状況は、地方交付税制度をはじめ国の制度改正の動向に大きな影響を受 けることなどから、決して楽観できない状況であります。

こうした環境の中、厳しい選別を経て予算に計上された事業については、その 効果を最大限に発揮していかなければなりません。そのために、第一に、課題に 対してひるまずに真正面から立ち向かうこと、第二に、先例主義に陥ることなく、 創造性を発揮しながら仕事を進めること、第三に、市町村政との連携・協調を深 め、官民協働を徹底すること、第四に、全国区の視点を持って、常に進化し続け る意識で仕事を進めること、第五に、コンプライアンスを徹底し、公平・公正な 予算の執行を心掛けること、などを引き続き徹底してください。

そして、県の予算の財源が県民の皆様の貴重な税金で賄われていることを改めて認識し、予算をただ漫然と執行するのではなく、個別の事業の執行段階においても、その必要性、妥当性、事業の効果等を見極め、関連する法令や下記の方針を遵守し、予算の計画的かつ効果的な執行に努めてください。

- 1 5つの基本政策と2つの横断的な政策のさらなる推進
- (1) 経済の活性化

地産・外商のさらなる強化と、その流れをより力強い拡大再生産の好循環へとつなげるための第3期産業振興計画について、目指す将来像の実現に向けた分野ごとの目標を達成するためには、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、産業成長戦略の着実な実行や地域アクションプランに基づく事業の支援などにスピード感を持って取り組む必要があることから、以下の点に留意すること。

- ア 各施策群同士での連携をより一層徹底し、持続的な好循環を生み出すよう 努めること。
- イ 県内における市町村や関係団体に加え、県外の団体との連携に努め、取組 の効果が最大限に発揮できるよう努めること。
- ウ 民間や地域住民など取組の主体となる方々と手を携える姿勢を持ち、職員 自らが率先して取り組むことで、民間や地域の気運を高めること。
- エ 目標を着実に達成するため、5W1Hを明確にした具体的な執行計画を立て、適宜適切な進行管理に努めること。さらにPDCAをきめ細かく働かせながら、具体的な政策効果の発現を目指すこと。

(2) 日本一の健康長寿県づくり

保健・医療・福祉の課題解決に取り組むための第3期日本一の健康長寿県構想の目指す姿の実現に向けて、5つの大きな課題ごとに新たに設定した大目標に沿った取組を着実に進める必要があることから、以下の点に留意すること。 ア 教育等の分野も含め、保健・医療・福祉の各分野間の連携をより一層徹底するとともに、市町村や関係団体との情報交換及び連携を緊密に図り、取組

イ アウトカム目標をより重視し、PDCAサイクルをきめ細かく働かせながら、具体的な成果の実現を目指すこと。

(3) 教育の充実と子育て支援

の効果が最大限に発揮できるよう努めること。

高知県教育大綱の基本理念の実現に向けた基本目標を達成するためには、「チーム学校」の構築をはじめとする5つの柱に沿った取組を着実に進める必要があることから、以下の点に留意すること。

- ア 市町村教育委員会や地域などとの連携・協働はもとより、福祉分野との連携をより一層徹底し、取組の効果が最大限に発揮できるよう努めること。
- イ 高知県教育大綱に基づく取組は初年度であることから、現場の意見を十分 に聴くとともに、PDCAサイクルによる検証を行い、取組の改善に努める こと。

(4) 南海トラフ地震対策の加速化・強化

第3期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、命を守る対策の徹底と助かった命をつなぐための応急期対策の具体化に取り組むとともに、速やかな復旧・復興に向けた生活を立ち上げる対策の検討の加速化を図るため、以下の点に留意すること。

- ア 南海トラフ地震対策は、危機管理部だけでなく全庁各部局に関係する取組 であることから、各部局において、主体的な取組を進めていくこと。
- イ 市町村や関係団体との情報交換及び連携を徹底し、地域地域で実効性のある対策がなされ、取組の効果が最大限に発揮できるよう努めること。

(5) インフラの充実と有効活用

- ア 国庫補助金等の財源確保に積極的に努め、四国8の字ネットワークの整備 促進や浦戸湾の三重防護による地震津波対策など、必要性・緊急性の高いインフラ整備に重点的に取り組むことを通じ、県民の皆様の安全・安心の確保 と地域経済の活性化を目指すこと。
- イ 公共事業等のできる限りの早期施行に努め、事業効果の早期発現を目指す こと。

(6) 中山間対策の充実・強化

- ア 中山間対策は、県の施策全般にかかわる横断的な取組であることから、各 部局が常に主体的に取り組む姿勢を徹底すること。
- イ 中山間対策関連事業については、各事業の効果を高め、中山間対策の抜本 強化を推進するため、中山間総合対策本部を中心として、関係部局と十分に 連携しながら執行すること。

(7) 少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大

- ア 少子化対策と女性の活躍の場の拡大は、県の施策全般にかかわる横断的な 取組であることから、各部局が常に主体的に取り組む姿勢を徹底すること。
- イ 関連する事業については、各事業の効果を高め、少子化対策の抜本強化と 女性の活躍の場の拡大を推進するため、関係部局と十分に連携しながら執行 すること。
- ウ 少子化対策が官民協働の県民運動として展開されるよう、民間企業や地域 社会などとの連携をより一層深め、気運の醸成を図ること。

2 予算の計画的・効果的な執行

(1) 予算の早期執行等

- ア 事業効果の早期発現のため、公共事業等のみならず早期の執行が可能な 事業について、できる限り上半期に前倒しして実施すること。
- イ 今後検討される経済対策の積極的な活用など、国の動向への速やかな対 応を図ること。

(2) 予算の適正な執行

- ア 職員一人ひとりがコンプライアンスを徹底し、公益性、費用対効果及び 説明責任に留意したうえで、公平・公正な予算の執行に心掛けること。
- イ 特に委託事業については、漫然と事業を委託するのではなく、意図する成果を常に意識し、節目節目に確認するなど、組織として充分な進捗管理に努めること。

(3) 事業別の執行計画の策定

- ア 各部局の予算調整責任者を中心に、事業別の執行計画を作成して進行管理に努め、具体的な成果を県民の皆様に実感していただくためのアウトカムを重視したPDCAサイクルを徹底すること。
- イ 人事異動や予算見積りの段階からの内容の見直しなどで執行が遅れるケースが多く見受けられるので、円滑な執行に留意すること。

(4) 状況の変化への対応

- ア 当初予算時に想定していた状況に変化が生じて大幅な増減が見込まれる場合などは、遅滞なく財政課と協議すること。
- イ 年間総合予算として編成したことを踏まえ、補正予算での計上がルール化 しているものや重要性・緊急性が極めて高いもの以外の一般行政経費に対す る新たな行政需要は、当初予算の執行を工夫するなど各部局で責任を持っ て対応すること。

3 財源の積極的な確保

(1) 収入未済金の縮減等

県税などの収入未済金の縮減に向けた積極的な取組に加えて、未利用地等の計画的な売却や広告収入の確保に努め、なお一層の歳入の確保を図ること。

(2) 国庫補助金等

- ア 国庫補助金等を財源とする事業については、原則、国の交付決定後に執行することとするが、これにより難い場合は、国と緊密に連携を図り財源の 見通しを確認したうえで執行すること。
- イ 国庫補助金等の交付決定の事務に遅れが目立つものは、国に早期の対応 を要請するなどの適切な措置を講ずること。
- ウ 当該歳出予算の支出時期を見極めたうえで、早期の収入を図ること。

4 その他の注意点

(1) 国への対応

国の政策に本県の実情に応じた制度や施策を反映させるとともに、県財政に多大な影響を及ぼすことが予想される国の制度改正に留意する必要があることから、東京事務所及び各部局の予算調整責任者を中心に、積極的な情報の収集と全庁での共有に努めること。また、地方の財源確保に向けた提案の強化を図ること。

(2) 広報広聴の徹底

ア 官民協働と市町村との連携協調を進めていくためにも、県民の皆様に十分に理解してもらったうえで事業を進める必要があることから、説明責任 を意識した、適時・適切かつ戦略的な広報に努めること。

イ 「対話」の姿勢を持って県民の皆様の中に積極的に入ることを心掛け、 地域や各界の声に耳を傾け、その実情をしっかりと把握したうえで政策に生 かすこと。

(3) 公社等の予算

ア 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する公社等の予算も、この方針に準じた適正な予算執行に努めること。また、公社等外郭団体の改革の基本的な方向に沿った見直しが図られるよう、所管課において指導を徹底すること。イ 企業会計の予算も、この方針に準じて適切に執行すること。